

ビルクリーニング分野における 特定技能制度に係る啓発資料 (特定技能外国人用)

令和5年3月

株式会社アットグローバル
(厚生労働省委託事業)

はじめに

2019年から2023年までの5年間で、34万5千人の受入れを見込む在留資格「特定技能」の運用が2019年4月からスタートしました。

「特定技能」で働ける分野は現在12業種あり、3万5千人の受入れを見込んでいるのがビルクリーニング分野です。

本ガイドブックは

1. 「特定技能1号」制度の概要
2. 「特定技能1号」で働くために
3. ビルクリーニング分野の「特定技能1号」
4. 入国・生活のサポート紹介

で構成されています。

本ガイドブックでは、海外での認知度が低いこのビルクリーニング分野の仕事についてわかりやすくポイントを解説させていただきました。

現在ビルクリーニング分野で働く特定技能外国人は1,133人（令和4年6月末）となっており、徐々に特定技能外国人数が増えているこのビルクリーニング分野のお仕事とはこういったものか理解を深めていただくため、本ガイドブックを活用していただければ幸いです。

本ガイドブックは厚生労働省委託事業「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査一式」で作成したものであり、特定技能によるビルクリーニング分野の就労のための具体的な行動につなげていく一助となれば幸いです。

厚生労働省委託事業「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査一式」
令和4年度受託者 株式会社アットグローバル

はじめに	2
1 在留資格「特定技能1号」	4
1.1 「特定技能1号」の特徴	4
2 在留資格「特定技能1号」で働くために	5
2.1 特定技能1号で働くために（入社するまでの流れ）	5
2.2 「特定技能1号」で働くための条件	7
3 ビルクリーニング分野の「特定技能1号」	8
3.1 ビルクリーニングのお仕事について	8
3.1.1 清掃する場所	8
3.1.2 清掃の方法	8
3.1.3 ビルクリーニング企業の給料	10
3.1.4 キャリアアップ	10
3.1.5 ビルクリーニングで働く先輩たちの声	11
3.1.6 仕事の探し方	11
3.1.7 ビルクリーニング分野で「特定技能1号」を取得するためには？	12
3.1.8 試験勉強の方法	13
3.1.9 ビルクリーニング技能試験の内容	14
4 入国・生活のサポート紹介	15
5 おわりに	16

1 在留資格「特定技能1号」

1.1 「特定技能1号」の特徴

1. 特定技能は、日本の深刻な人手不足を解決するため、一定の専門性と技能を有し、即戦力となる外国人の方に働いてもらうための在留資格です。特定技能には、1号と2号があります。
2. 「特定技能1号」と「特定技能2号」では、それぞれ以下の業種で働くことができます。

※このハンドブックは、ビルクリーニング業で「特定技能1号」を使って働く場合について説明しています。

業種	特定技能1号	特定技能2号
介護	○	
ビルクリーニング	○	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	○	
建設	○	○
造船・船用工業	○	○
自動車整備	○	
航空	○	
宿泊	○	
農業	○	
漁業	○	
飲食料品製造業	○	
外食業	○	

3. ビルクリーニング分野で技能実習2号まで終了している場合、特定技能1号を取得することができます。
4. ビルクリーニング分野で技能実習2号まで修了していない場合でも、試験(技能試験・日本語試験)に合格すれば「特定技能1号」を取得することができます。¹
5. 特定技能1号では最長で5年間働くことができます。転職も可能です。
6. 要件を満たせば、「技術・人文知識・国際業務」等、他の在留資格に移行することもできます。

¹ 技能実習生が同じ仕事で特定技能1号へ移行する場合は、試験合格(技能・日本語)はいずれも不要。ただし技能実習修了後特定技能1号で違う仕事をするなら、技能試験合格が必要。

2 在留資格「特定技能1号」で働くために

2.1 特定技能1号で働くために(入社するまでの流れ)

1. 現在日本にいて技能実習生として働いているなら



- ビルクリーニング分野の技能実習生は、技能実習2号を良好に修了すると、日本語試験・技能試験のいずれも不要になり手続きが楽になります。
- ビルクリーニング分野以外の技能実習生は、日本語試験の合格は不要ですが、ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験に合格し、ビルクリーニング会社に内定をもらう必要があります。今の会社としっかり相談をしたうえで試験勉強と転職活動を始めましょう。

2. 現在日本にいる留学生なら



- 現在日本で学んでいる留学生のアルバイトは週に28時間以内がルールです。これを守らないと在留資格が許可されない場合があるので注意しましょう！
※ 一部の留学生で、卒業証明書がなく特定技能への変更ができなかった事例がありますので、しっかりと学校を卒業し、卒業証明書をもらいましょう。

1 在留資格「特定技能1号」

2 在留資格「特定技能1号」で働くために

3 ビルクリーニング分野の「特定技能1号」

4 入国・生活のサポート紹介

5 おわりに

3. 現在海外にいる技能実習経験者なら

ビルクリーニング分野で技能実習2号を修了していたら



- 技能実習2号を修了し帰国した後、また日本で働きたい場合、「特定技能1号」で再就労が可能です。
- ビルクリーニング業種の技能実習2号修了者で、「特定技能1号」で働きたい場合、試験は必要ありません。

ビルクリーニング分野以外の技能実習を修了していたら



- 他業種の技能実習2号を修了した帰国者なら、日本語の試験は受験不要です。ただし、ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の合格が必要です。

4. 現在海外にいて日本での就労を希望するなら



- 「特定技能1号」の取得に必要な試験勉強をして、海外で開催されている日本語試験と技能試験に合格しましょう。²

2.2 「特定技能1号」で働くための条件

特定技能1号として働くためには、次の基準を満たしている必要があります。

1. 18歳以上であること
2. 健康状態が良好であること
3. 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
4. 保証金の徴収等をされていないこと
5. 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
6. 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
7. 食費、居住費等外国人が定期的に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
8. 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

² 短期ビザで来日して、ビルクリーニング分野の国内技能試験を受けることも可能です。

3 ビルクリーニング分野の「特定技能1号」

3.1 ビルクリーニングのお仕事について

3.1.1 清掃する場所

ショッピングモール、病院、ホテル等、いろいろな場所を掃除します。

ショッピングモール



これらの場所を清掃用具を使って清掃します！

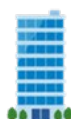
病院（びょういん）



ホテル



オフィスビル



大学（だいがく）



3.1.2 清掃の方法

拭き清掃・掃き清掃・トイレ・洗面所の清掃が基本です。

窓拭き清掃については、拭きあとが残って美観を損ねないようにするなど十分注意する必要があります。

掃き清掃を行う場合には周囲へゴミを飛散させないようにするなどの注意が必要です。

トイレ・洗面所の清掃は、保護手袋を着用したり自身の衛生面にも気を配ることが必要です。また清掃用具に菌など繁殖しないように清掃箇所によって清掃用具の取り扱いを分けることが大事です。（例：トイレの便座を掃除したタオルを他で使用しないなど）

専用の清掃用具の名前を覚え、清掃の手順等を覚えることで、技能試験に合格することができます。

トイレ・洗面所



窓ふき



床



1 在留資格「特定技能1号」

2 在留資格「特定技能1号」で働くために

3 ビルクリーニング分野の「特定技能1号」

4 入国・生活のサポート紹介

5 おわりに

3.1.3 ビルクリーニング企業の給料

日本のビルクリーニング企業で働く場合、お給料は約17～19万円程度となります。

(参考)ビルクリーニング企業求人例

	A社(正社員)	B社(正社員)
場所	大阪・愛知	関東圏
お給料	17万円～ (手当含まず)	20万円～ (残業代込み)
企業規模	従業員1,000人以上	従業員500人以上
福利厚生	交通費支給 社会保険・雇用保険加入	有給休暇付与・交通費支給、制服付与・ 社会保険・誕生祝いあり

出所:「令和3年度ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査」

お仕事を探す際には、求人情報に記載されているお給料だけを参考にすると地方は東京よりお給料が安いですが、実際に地方では生活費が安い、家賃が安くなる、などのメリットもあり、実際に手元に残るお金は地方で働く方が多くなることもあります。

3.1.4 キャリアアップ

「特定技能1号」では清掃スタッフだけでなくリーダーも可能です。

企業によっていろいろなキャリアアップの流れがありますが、例えばこのようなキャリアステップが考えられます。

STEP1 上司に監督・指示してもらいながら、自分の知識で清掃を行うことができる

STEP2 後輩に指示しながら自分も清掃を行うことができる

STEP3 技能実習生や他の外国人の指導係・相談役などを担う

STEP4 現場のリーダーとなり、ビルオーナーや本社の社員とコミュニケーションをとることができる

STEP4のように、お客様であるビルオーナーへの対応、日本人社員とのコミュニケーションなどを任されるには、高い日本語能力が必要です。

ビルクリーニング分野で働き始めてからも、しっかりと日本語の勉強を続けていくことで、キャリアアップの可能性は高まります。



3.1.5 ビルクリーニングで働く先輩たちの声

国籍:タイ男性

- 2～3人で清掃現場(オフィスビル)へ行きます
- 現場への移動は車のサポートがあり、困ることはありません
- 今のお給料には満足しています
- ビルクリーニングの仕事を変えようとは思いません

国籍:ベトナム男性

- 技能試験は、会社の社員さんが教えてくれ、2週間程度の勉強で合格することができました
- 会社の先輩は楽しい人が多く、仕事は楽しいです
- 早く後輩に仕事を教えられようになりたいです

国籍:ミャンマー女性

- ホテル内の清掃作業をしています
- アルバイトが清掃した後のチェックを任されています
- 最終的にはインスペクションを目指します
- 現場のマネージャーはとても優しく接してくれ、仕事は楽しいです

3.1.6 仕事の探し方

日本のビルクリーニング企業は、ホームページやSNSを活用して求人を出していますので、日本国内にいるなら、興味をもった企業に応募してみましょう。

一度帰国をした場合でも、送出機関や人材紹介会社等から企業を紹介してもらって就職活動をする方もいます。

(参考)ビルクリーニング分野の求人を探す方法

例1: 日本の会社のホームページやSNSに直接応募する

例2: 送出機関へコンタクトを取り、求人があるか確認する

例3: 特定技能制度を活用したい外国人として紹介会社に登録する

ASCF ビルクリーニング外国人材受入支援センター
Acceptance Support Center for Foreign talent

1 在留資格「特定技能1号」

2 在留資格「特定技能1号」で働くために

3 ビルクリーニング分野の「特定技能1号」

4 入国・生活のサポート紹介

5 おわりに

3.1.7 ビルクリーニング分野で「特定技能1号」を取得するためには？

ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験と、日本語の試験を受験し合格する必要があります。

日本語の試験は、日本語能力試験N4又は国際交流基金日本語基礎テストのどちらかに合格する必要があります。

	日本語能力試験	特定技能1号評価試験
種類	日本語能力試験(JLPT) https://www.jlpt.jp/ 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic) https://www.jpf.go.jp/jft-basic/	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 https://www.j-bma.or.jp/examination
開催地域	日本	日本・インドネシア ミャンマー・フィリピン
開催時期	日本語能力試験(JLPT) 年4回 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic) https://www.jpf.go.jp/jft-basic/	年2～4回(2022年度)
合格発表までの期間	約2か月	約1か月
その他	成績証明書発行が必要な場合 日本語能力試験 https://www.jlpt.jp/certificate/index.html	ビザの申請に合格証明書が必要 合格証明書の発行申請については、合格者の外国人材でも可能ですが、分からない場合は特定技能1号で働くこととなった企業に確認してください。 合格証明書発行手数料14,300円(税込)は、特定技能1号で働くこととなった企業が支払います。

今後の試験実施予定は全国ビルメンテナンス協会以下のサイトから確認できます。

<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>

3.1.8 試験勉強の方法

試験準備のための専用テキストや、ビルクリーニングの仕事についてよく知るための動画等があります。参考にしましょう！

ビルクリーニング試験のための専用テキスト

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の試験対策テキスト

ビルクリーニング特定技能評価試験 学習テキスト(電子書籍版)(日本語他7言語)

(以下のURL又はQRコードから確認できます)

<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>



特定技能試験の概要を説明した動画

(以下のURL又はQRコードから確認できます)

<https://www.youtube.com/watch?v=qA0qVg408nM>



3.1.9 ビルクリーニング技能試験の内容

ビルクリーニング技能試験には、判断試験と実技試験があります。
ここでは、過去の試験問題を紹介します。

判断試験の例(日本語で実施)

(以下のURL又はQRコードから確認できます)

https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2019/12/2019tokutei_mondai_v2.pdf



実技試験の例(日本語で実施)

清掃用の道具が試験会場に用意されています。
試験ではその道具を使って、以下の作業の一部を実際に行います。

(以下のURL又はQRコードから確認できます)

https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2022/01/2021%E5%AE%9F%E6%8A%80%E8%A9%A6%E9%A8%93%E5%95%8F%E9%A1%8C_%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E8%B3%87%E6%A9%9F%E6%9D%90%E5%85%A5%E3%82%8Afix.pdf



4 入国・生活のサポート紹介

「特定技能1号」で働く場合、日本への入国や生活について以下のような支援を受けることができます。



会社及び会社が提携している登録支援機関が以下のようなサポートをします。

1. 会社と契約したら、在留資格の申請前に、会社から「契約内容や働く内容」などを説明してもらうことができます。
2. 日本に来る時は、会社の人が空港まで迎えに来て、会社や家まで送ってくれます。また、あなたの国に帰る時には、会社の人が空港のセキュリティチェックまで付き添ってくれます。
3. 会社の人に住む家の保証人になってくれたり、会社の家（会社の社宅）を賃貸してくれます。また、銀行の口座を作ったり、携帯電話や、電気・ガスの契約を手伝ってくれます。
4. 会社の人が日本のルールやマナーを教えてください。また、バスや電車の乗り方や、地震などが起きた時に、どのようにしたらいいかを教えてください。
5. 会社の人が市役所や税金などの手続きに付き添ってくれます。また、手続きの書類を書くとき手伝ってくれます。
6. 会社の人が日本語を勉強するための学校の案内などをしてくれます。
7. 困ったことがあったら、あなたの国の言葉で相談をすることができ、アドバイスがもらえます。
8. 会社の人、近くのお祭りにいく案内をしてくれたり、近くの日本人とお話をする機会を作ってくれます。
9. 会社をやめろと言われた時は、会社から次の仕事を探すサポートをしてもらえます。
10. 会社のサポートのリーダーと定期的にミーティングをします。もし、仕事の問題があれば、相談することができます。

出所：出入国在留管理庁「特定技能ガイドブック」（外国人の方向け）

1 在留資格「特定技能1号」

2 在留資格「特定技能1号」で働くために

3 ビルクリーニング分野の「特定技能1号」

4 入国・生活のサポート紹介

5 おわりに

5 おわりに

日本のビルクリーニングは、建物内環境を衛生的に、清潔に整え、人々の暮らしを健康面からサポートする仕事です。衛生的で清潔な環境を創り、お客様を出迎える「おもてなし」は、今では世界に誇れる【文化】であり【ビジネス】ではありますが、実は、ビルクリーニングは、1950年以降に誕生したばかりのまだ半世紀ほどしか経っていない新たなビジネスなのです。

この新しいビジネスである「ビルクリーニング」を、母国がより美しく、より衛生的にするために、そして人々の暮らしがより健康的になるために、日本で「ビルクリーニング」の技術を習得しながら、ビジネスのノウハウを学びませんか。

日本もアジアの一員です。今まで培ってきた「清掃の美学」を、アジアにも誇れる【文化】とし、さらにDX化によって進化を遂げることで、この「清掃業」がアジアから発信された世界に求められる【ビジネス】となるよう、一緒に発展させていきましょう。

【文化】と【ビジネス】を学んだ皆さんが、「特定技能」としてだけでなく、「母国で環境ビジネスを興していく」、そんな循環型社会を創造することを期待しております。